

# 融雪用季節契約 選択約款

平成29年4月1日実施  
山形ガス株式会社

# 目 次

1. 目 的	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の締結	1
6. 使用量の算定	2
7. 料 金	2
8. 単位料金の調整	2
9. その他	3
( 付 則 )	
1. 実施の期日	4
2. この選択約款の揭示	4
( 別 表 )	
1. 適 用	5
2. 適用区分	5
3. 早収料金の算定方法	5
4. 料金表A	5
5. 料金表B	5
6. 料金表C	6

## 1. 目的

この選択約款は、負荷調整を推進しつつ当社の製造供給設備の効率的な利用を図り、以て合理的・経済的なガス需要の確立に資することを目的といたします。

## 2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
  - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又はその他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
  - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他の小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更しようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

## 3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。

- (1) 「融雪装置」とは、エネルギー源にガスを使用する消費機器のうち、温水又は温風を循環させ融雪のみを行う方式の機器をいいます。
- (2) 「消費税相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。
- (3) 「単位料金」とは、8. に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。
- (4) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。

## 4. 適用条件

お客さまが融雪装置を使用し、融雪装置のガス使用量を算定する専用のガスメーターを設置する場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

## 5. 契約の締結

- (1) お客さまは、新たにこの選択約款に基づきガスの使用を申し込む場合又はその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社と契約していただきます。
- (2) 契約期間は次のとおりといたします。
  - ① 新たにガスの使用を開始した場合の契約の契約期間は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12ヶ月目の月の検針日までといたします。
  - ② 契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変

更の日の属する月の翌月を起算月とし12ヶ月目の月の検針日までといたします。

③ 契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12ヶ月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

- (3) 本契約の契約期間満了前に、解約又はガス小売供給約款（以下「小売約款」といいます。）に定める料金への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、当社はその申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別の変更の場合はこの限りではありません（(4)において同じ。）。
- (4) 本契約の契約期間満了前に他の契約種別（小売約款に定める料金を除きます。）への変更を申し込まれた場合には、当社はその申し込みを承諾しないことがあります。

## 6. 使用量の算定

当社は、当社（導管部門）より通知を受けた使用量をお客さまへ通知いたします。

- (1) 当社（導管部門）は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。なお、ガスメーターを取り換えた場合には、取り外したガスメーター及び取り付けしたガスメーターそれぞれにより算定された料金算定期間中の使用量を合算して、その料金算定期間の使用量といたします。

## 7. 料 金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金を、早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といいます。）を料金としてお支払いいただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。
- (2) 当社は、12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から3月使用分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までの期間については、別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金又は8.の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して、早収料金又は遅収料金を算定し、4月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）から11月使用分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）までの期間については、小売約款に定める料金表を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。ただし、降雪がない等の気象状況によって融雪装置が未稼働となり、使用量が認められない場合には、料金を算定いたしません。
- (3) 当社は、お客さまが1需要場所に小売約款に定める料金とこの選択約款に定める料金についてそれぞれのガスメーターを設置している場合であって、料金算定期間の末日が12月1日から3月31日に属する場合には、それぞれのガスメーターの読みにより算定した使用量に基づき、それぞれのガスメーターごとに早収料金を算定いたします。
- (4) 当社は、お客さまが1需要場所に小売約款に定める料金とこの選択約款に定める料金についてそれぞれのガスメーターを設置している場合であって、料金算定期間の末日が4月1日から11月30日に属する場合には、それぞれのガスメーターの読みにより算定した使用量を合計した量に基づき、ガスメーターを1個として小売約款に定める料金を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします（(2)のただし書きを除きます。）。

## 8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定い

たします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。  
なお、調整単位料金の適用基準は、別表3.(2)のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.084 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.084 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記①、②の算定式によって求められた計算結果の小数点第5位以下の端数は、切り捨て。

(2)(1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格（トン当たり）

84,710円

- ② 平均原料価格（トン当たり）

供給約款の別表第6の2.(2)に定められた各3ヶ月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算定式)

平均原料価格

$$= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.93055 \\ + \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.07593$$

(備考)

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、本社事務所のほか、当社ホームページに掲載いたします。

- ③ 原料価格変動額

次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算定式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

## 9. その他

その他の事項については、小売約款を適用いたします。

( 付 則 )

**1. 実施の期日**

この選択約款は、平成29年4月1日から実施いたします。

**2. この選択約款の揭示**

当社は、この選択約款を、本社事務所のほか、当社ホームページにおいて揭示いたします。この選択約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この選択約款を変更する旨、変更後の選択約款の内容及びその効力発生時期を周知します。

( 別 表 )

融雪用季節契約に適用する料金表

1. 適用

料金算定期間の末日が12月1日から3月31日に属する料金について適用いたします。

2. 適用区分

料金表A 使用量が1立方メートルから455立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が455立方メートルを超え、4,550立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が4,550立方メートルを超える場合に適用いたします。

3. 早収料金の算定方法

(1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は8.の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

4. 料金表A (消費税相当額を含みます)

(1) 基本料金

1ヶ月及びガスメーター1個につき	2,160.00円
------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	152.1560円
------------	-----------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに8.の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

5. 料金表B (消費税相当額を含みます)

(1) 基本料金

1ヶ月及びガスメーター1個につき	6,480.00円
------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	142.6616円
------------	-----------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに8.の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

**6. 料金表C** (消費税相当額を含みます)

(1) 基本料金

1ヶ月及びガスメーター1個につき	64,800.00円
------------------	------------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	129.8441円
------------	-----------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに8.の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。